

平成 25 年度工場・事業場立入検査結果  
(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づ

き, 昭和 47 年度から工場・事業場の立入検査を実施している. 工場・事業場(松山市を除く)について, 保健所が実施する立入検査に同行し, 汚水処理施設の点検, 排水の採取及び水質検査を実施している. なお, 排水基準を超過した場合は, 保健所が実施する改善指導に対して水質検査等の技術協力を行う.

平成 25 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
立入工場 事業場数	法対象	0	0	1	43	37	87	65	21	52	2	18	0	326
	条例対象	0	0	0	7	1	6	14	4	14	0	1	0	47
	合計	0	0	1	50	38	93	79	25	66	2	19	0	373
検査項目	<p>人の健康の保護に関する項目 (28 項目)                      カドミウム, 全シアン, 有機燐, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ホウ素, フッ素, 1,4-ジオキサン, アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>生活環境の保全に関する項目 (13 項目)                      水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質, ノルマルヘキサン抽出物質, フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム, 全窒素及び全燐</p> <p>その他項目 (2 項目)                      ニッケル及びアンチモン</p>													
検査件数	人の健康の保護に関する項目 (有害項目 : 28 項目)										478 件			
	生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目 : 13 項目)										1289 件			
	その他項目 (2 項目)										25 件			